

IP 端末部会 開発推進ワーキンググループ設置要綱

(目的)

第1条 次世代 IP ネットワーク推進フォーラム(以下「フォーラム」という。)の IP 端末部会は、フォーラムの規約第3条に掲げる事業を具体化するため、IP 端末部会設置要綱に基づき、開発推進ワーキンググループ(以下「WG」という。)を設ける。

(構成)

第2条 WGは、参加を希望する IP 端末部会の参加者で構成する。

2 IP 端末部会が必要と認める場合は、IP 端末部会の参加者以外の者のWGへの参加を求めることができる。

(開催)

第3条 WGは、リーダーが招集する。

2 WGは、必要に応じて随時開催する。

3 WGは、必要に応じて書面又はEメールによる開催とすることができる。

(経費の負担)

第4条 WG及びSWGにおいて実験の実施等、特別な費用が発生する事業を実施しようとする場合には、フォーラム規約第12条第1項及び部会設置要綱第7条に基づき、必要に応じて、当該事業に賛同する参加者から実費を徴収する。

(細則)

第5条 この設置要綱に定めるもののほか、WGの運営上必要な事項は、WGで定める。

附則 この設置要綱は、平成19年11月8日から施行する。